

資料3-1

美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度実施要項（案）

令和〇年〇月〇日
文化庁長官決定

（趣旨）

第1条 我が国の美術品市場における流通を促進するためには、美術品の価格評価に係る適切な情報を消費者に提供し、美術品の価格評価の信頼性を高めることが必要である。また、美術品の価格評価の適正を担保することは、美術品の価値を高め、又は安定させることで作家等の保護を図ることに繋がるものであり、消費者のみならず流通関係者等美術品市場に関わる者に裨益するものである。このため、透明性・客観性の高い方法で価格評価を行っている事業者を文化庁長官が認定することにより、美術品（近現代分野）の価格評価に係る適切な情報を消費者に提供することを目的として、本制度の実施に関して必要な事項を定める。

（定義）

第2条 「認定価格評価事業者」とは、透明性・客観性の高い方法で美術品（近現代分野）の価格評価を行う事業者として文化庁長官に認定されたものをいう。

2 「美術品（近現代分野）」とは、おおむね 1870 年代以降に制作された国内外作家の美術品をいう。

（認定の対象と単位）

第3条 認定価格評価事業者の認定は、日本国内で美術品（近現代分野）の価格評価を行う事業者を対象として行う。

2 認定価格評価事業者の認定は、価格評価を行う事業者ごとに行う。

（認定期間等）

第4条 認定期間は、認定日から同日の属する年度の末日までとする。

2 本制度における年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

（認定手続）

第5条 認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、この要項及び実施細則に従い、必要な書類を文化庁長官に提出して申請しなければならない。

2 文化庁長官は、前条の規定による申請があった場合には、次条に規定する認定要件を申請者が満たしているか否かを確認し、第三者委員会（弁護士、公認会計士その他の外部有識者であって、実施細則で定める者により構成するものとする。以下同じ。）への意見聴取を行う。

3 第三者委員会は、認定の可否について、文化庁長官に対して所定の期間内に意見を提出するものとする。

4 文化庁長官は、申請者が認定要件を満たすことを確認し、かつ、第三者委員会から当該申請者の認定

資料3-1

を可とする旨の意見が提出されたときは、認定価格評価事業者の認定を行う。

5 文化庁長官は、前項の規定による認定を行ったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なくこれを公表する。

(認定要件)

第6条 認定の要件は、申請者が次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 法令及び「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン」（令和6年3月●●日文化庁長官決定。以下、「ガイドライン」という。）の遵守を宣言し、その内容を自己のホームページ等に一般に閲覧可能な状態で掲載していること。
- 二 守秘義務や価格評価における公平性・客觀性・独立性の担保、偏見や利害を持った評価の排除について、組織内規範を定め、所属する鑑定士等へ遵守を求めていること。また、当該規範等について自己のホームページ等に一般に閲覧可能な状態で掲載していること。
- 三 申請者及びその役員等が反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと。
- 四 官公庁等による指名停止措置を受けていないこと。
- 五 申請者（その役員を含む。）が罰金以上の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年が経過していること。
- 六 申請者が第9条第5項の規定により認定を取り消されたことがある場合にあっては、その取消しの日から起算して5年が経過していること。
- 七 申請者が過去に第9条第5項の規定により認定を取り消された法人の役員等であった場合にあっては、当該取消の原因となった事由が生じたときに当該法人の役員でなかったこと又はその取消の日から起算して5年が経過していること。
- 八 申請者が法人である場合にあっては、その役員等のうちに前2号のいずれかに該当する者がいないこと。
- 九 文化庁長官から第9条第4項の規定に基づき是正又は改善の求めがあった場合には、適切にそれに応じる意思が示されていること。
- 十 申請時、文化庁長官の定める期間の間に、ガイドラインに則った価格評価実績があり、その評価書を文化庁長官へ提出すること。
- 十一 当該事業者専門分野や価格評価の実績について、一般向けの情報開示を行っていること。
- 十二 前各号に定めるもののほか、実施細則に定める事項に適合していること。

(更新)

第7条 認定は、更新することができる。

2 第5条及び第6条の規定は、認定の更新に準用する。

(認定内容の変更)

第8条 認定価格評価事業者は、申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに文化庁長官に報告しなけ

資料3-1

ればならない。

- 2 認定価格評価事業者が破産手続きを開始したとき又は死亡、解散若しくは消滅したときは、直ちにその旨を報告しなければならない。

(認定解除及び取消等)

第9条 認定価格評価事業者は、認定の解除を申請することができる。

- 2 前項の申請があった場合において、文化庁長官は、第5項の規定により当該事業者の認定を取り消すことが相当であると認める事情がないときは、当該事業者の認定を解除する。
- 3 認定価格評価事業者は、実施細則で定める非違行為が生じたときは、すみやかに文化庁長官に報告しなければならない。
- 4 次のいずれかに該当する場合には、文化庁長官は、当該事業者に対し、期間を示して、是正又は改善のため必要な措置を講すべきことを求めることができる。
- 一 前条又は前項に規定する報告を受けたとき
 - 二 認定価格評価事業者が正当な理由なく次条に規定する報告を行わないとき
 - 三 実施細則で定める遵守事項を遵守していないことが判明したとき
- 5 次のいずれかに該当する場合には、文化庁長官は、第三者委員会の意見を聴取した上で、当該事業者の認定を取り消すことができる。
- 一 認定価格評価事業者が偽りその他の不正の手段により認定又は更新の申請を行ったことが判明したとき
 - 二 認定価格評価事業者が官公庁等による指名停止措置を受けたとき
 - 三 認定価格評価事業者（その役員を含む。）が罰金以上の刑に処せられたとき
 - 四 前項の規定による求めを受けた認定価格評価事業者が必要な措置を講じないとき
- 6 文化庁長官は、前項の規定による取消を行ったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なくこれを公表する。

(事業実施状況等の報告)

第10条 文化庁長官は、必要に応じ、認定価格評価事業者に対して事業実施状況等についての報告を求めることができる。

(情報提供受付窓口の設置)

第11条 文化庁内に、本制度に係る不適切な事案について広く情報提供を受け付ける窓口を設置する。

(留意事項)

第12条 この要項は、認定を受けない事業者が美術品（近現代分野）の価格評価を行うことを制限するものでないことに留意するものとする。

(実施細則)

資料3-1

第13条 この要項の実施に関し必要な事項は、別に実施細則として定める。

附 則

この要項は、令和6年●●月●●日から施行する。